

九、要求事項並に経過

- 1、現在坑内労働時間十四時間乃至十五時間を八時間に短縮し最低賃金を二圓とすること、
- 2、公休日以外の休日には日給金額を支給すること
- 3、坑内に完全なる人道を作ること
- 4、完全なる「ハットライト」を支給すること
若し中途にて消へ昇坑したる場合は其日の日給金額を支給すること
- 5、生死を考慮に容れず又は暴力に依りて虐待する現在の坑内係員全員を赦首すること
- 6、係員以外の者に「マイト」の取扱をなさしめざること
- 7、「マイト」をかけながら他に仕事をなさしめざること
- 8、患者を侮辱する龍本醫師及極度に暴力を用ふる直管合宿の

大崎舎監同野口、植木、操込掛山下、石井を赦首すること
9、納屋を改良して人間の住家らしくすること

炭坑側に於ては右要求に對し翌二十九日午前十時迄回答を約し、筑豊鐵業所より藤岡副長來坑協議の結果速かに解決するを得策となし、直ちに山田町長に調停を依頼したので、町長は兩者の間に斡旋し金一封の下に次の條件で二十九日朝解決したのである。

十、解決條件

- 1、要求書撤回して調停者に白紙一任のこと
- 2、希望條件に對しては誠意を以て善處すること
- 3、本件に關し犠牲者を出さざること
- 4、解雇希望者は本人の自由とする、大部分退坑の希望、調停者より見舞金として争議参加者三十五名に對し金一封